七十四	門司埼灯台から二百五十七度九百メートルの地点
七十五	門司埼灯台から三百二十五度五百七十メートルの地点
七十六	門司埼灯台から三十度千八十メートルの地点
七十七	部埼灯台から三百二十四度三十分四千五十メートルの地点
七十八	部埼灯台から三百三十八度四千二十メートルの地点
七十九	部埼灯台から三百四十度三千八百七十メートルの地点
八十	部埼灯台から三百四十三度四千三十メートルの地点
八十一	次号に掲げる地点から三百三十九度三千五十メートルの地点
八十二	部埼灯台から五十六度三十分千九百五十メートルの地点

（海上交通安全法施行規則の一部改正）

第二条　海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第八条」に、「（第八条―第十条）」を「（第九条）」に、「第十一条」を「第十条」に、「第四節　灯火等（第二十二条・第二十三条）」を「第四節　灯火等（第二十二条・第二十三条）　第五節　船舶の安全な航行を援助するための措置（第二十三条の二―第二十三条の四）」に改める。

第二条第一項中「第三十七条の三」を「第三十七条の五」に改める。

第四条の表中「（対水速力をいう。以下同じ。）」を削る。

第五条の見出し中「追い越し」を「追越し」に改め、同条中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（追越しの禁止）

第五条の二　法第六条の二の国土交通省令で定める航路の区間は、来島海峡航路のうち、今治船舶通航信号所（北緯三十四度五分二十五秒東経百三十二度五十九分十六秒）から四十六度へ引いた線と津島船舶通航信号所（北緯三十四度九分七秒東経百三十二度五十九分三十秒）から二百八度へ引いた線との間の区間とする。

2　法第六条の二の国土交通省令で定める船舶は、海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。）第四条に規定する緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務を行うために航路を著しく遅い速力で航行している船舶、順潮の場合にその速力に潮流の速度を加えた速度が四ノット未満で航行している船舶及び逆潮の場合にその速力から潮流の速度を減じた速度が四ノット未満で航行している船舶とする。

第六条の見出しを「（進路を知らせるための措置）」に改め、同条中「行先の表示は、汽笛を備えていない船舶及び総トン数百トン未満の船舶以外の船舶で別表第二の上欄に掲げるもの」を「信号による表示は、別表第二の上欄に掲げる船舶」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第七条の国土交通省令で定める船舶は、信号による表示を行う場合にあつては総トン数百トン未満の船舶とし、次項に掲げる措置を講じる場合にあつては船舶自動識別装置を備えていない船舶及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない船舶とする。

2　法第七条の国土交通省令で定める措置は、船舶自動識別装置により目的地に関する情報を送信することとする。

第六条に次の一項を加える。

4　第二項の規定による措置は、当該航路を航行する間、仕向港に関する情報その他の進路を知らせるために必要な情報について、海上保安庁長官が告示で定める記号により、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信することにより行わなければならない。

第八条を削る。

第二章第一節中第七条の次に次の一条を加える。

（航路外での待機の指示）

第八条　法第十条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

航路の名称	危険を生ずるおそれのある場合
浦賀水道航路 中ノ瀬航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一　視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、総トン数五万トン（積載している危険物が液化ガスである場合には、総トン数二万五千トン）以上の危険物積載船（以下この表及び第十五条において「特別危険物積載船」という。）又は船舶（いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該引き若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が二百メートル以上の船舶（以下この表において「長大物件えい航船等」という。）が航路を航行する場合 二　視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、総トン数一万トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合
伊良湖水道航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一　視程が千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 二　視程が千メートル以下の状態で、巨大船、総トン数一万トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合
明石海峡航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一　視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 二　視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は船舶（いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物件の先端までの距離が百六十メートル以上である船舶が航路を航行する場合
備讃瀬戸東航路 宇高東航路 宇高西航路 備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一　視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 二　視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合
水島航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一　視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 二　視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合